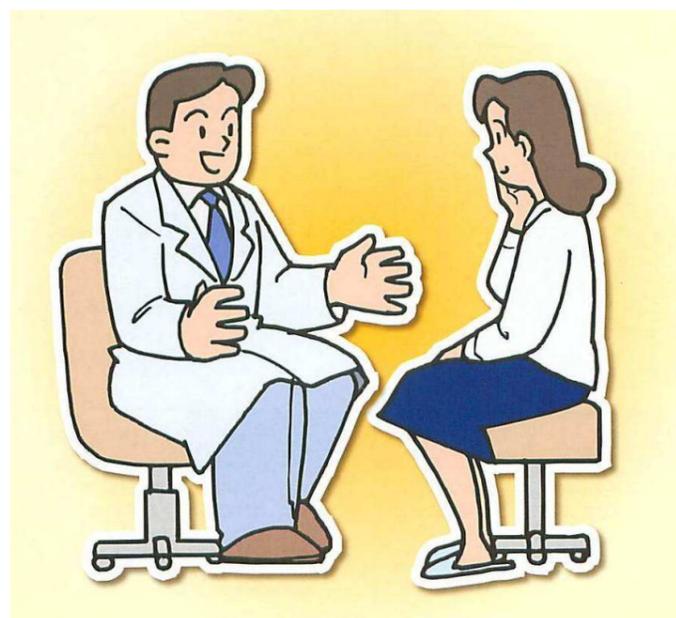


健康診断を実施しましょう!!



労働者を1人でも雇用している事業者は、1年以内ごとに1回定期的に健康診断を実施することが法令で義務づけられています
(安全衛生法第66条 安全衛生規則第44条)

また、新しく労働者を雇い入れるときは、雇入れの直前又は直後に健康診断を実施しなければなりません。なお、雇入時の健康診断は、適正配置や入職後の健康管理のためのもので、採用選考のためのものではありません。
(安全衛生法第66条 安全衛生規則第43条)



《特定業務健康診断》のご案内

深夜業などの特定業務に常時従事する労働者に対しても、配置替えの際及び6か月以内ごとに1回健康診断を実施しなければいけません。

健康診断の項目等については、大阪労働局のホームページ若しくはお近くの労働基準監督署へお問合せください。

大阪労働局 労働衛生関係 検索

《助成金制度》のご案内

中小企業が法律上健康診断の実施義務のないパートやアルバイトなどの非正規雇用労働者に対し、法定外の健康診断制度を就業規則等に規定して、4人以上健康診断を実施した場合、一定の要件を満たせば、キャリアアップ助成金が受給できます。

キャリアアップ助成金制度については、大阪労働局助成金センターへお問合せください。

大阪労働局助成金センター
06-7669-8900

キャリアアップ助成金 検索



各種健康診断の項目については、大阪労働局ホームページ > 安全衛生 > 労働衛生関係 > 各種健康診断項目 (健康診断を実施しましょう) へ
<http://osaka-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/library/osaka-roudoukyoku/H27/kenko/270703.pdf>

「ワンポイント！労基法シリーズ」は、大阪労働局ホームページにも掲載しております。

http://osaka-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hourei_seido_tetsuzuki/roudoukijun_keiyaku/hourei_seido/onepoint.html

